

第 8 7 号議案

中野区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中央図書館の分室の休館日を改める必要がある。

中野区立図書館条例の一部を改正する条例

中野区立図書館条例（昭和３９年中野区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表中	「 1 月曜日、水曜日及び金曜日（その日が休日に当たるとき又は当該分室が所在する中野区立小学校の休業日で委員会が別に定める日に当たるときを除く。） 2 1 に定める休館日のほか、中央図書館の休館日に当たる日 」	「 中央図書館の日を除く。） が所在する中で委員会が別 きを除く。） 」
-----	---	---

休館日（特別図書整理に当たる日（当該分室野区立小学校の休業日に定める日に当たると

に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。